

学童クラブ利用説明会

中野区 子ども教育部 育成活動推進課 学童クラブ事業係
2025/11

次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブの利用に関して
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに

次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブの利用に関して
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに

01 はじめに

このようなご不安はありませんか

- ☑学童クラブってどんな場所？
- ☑学童クラブの申請はどうやってするの？
- ☑学童クラブ以外に放課後過ごせる場所はあるの？



これらの点についてご説明します！

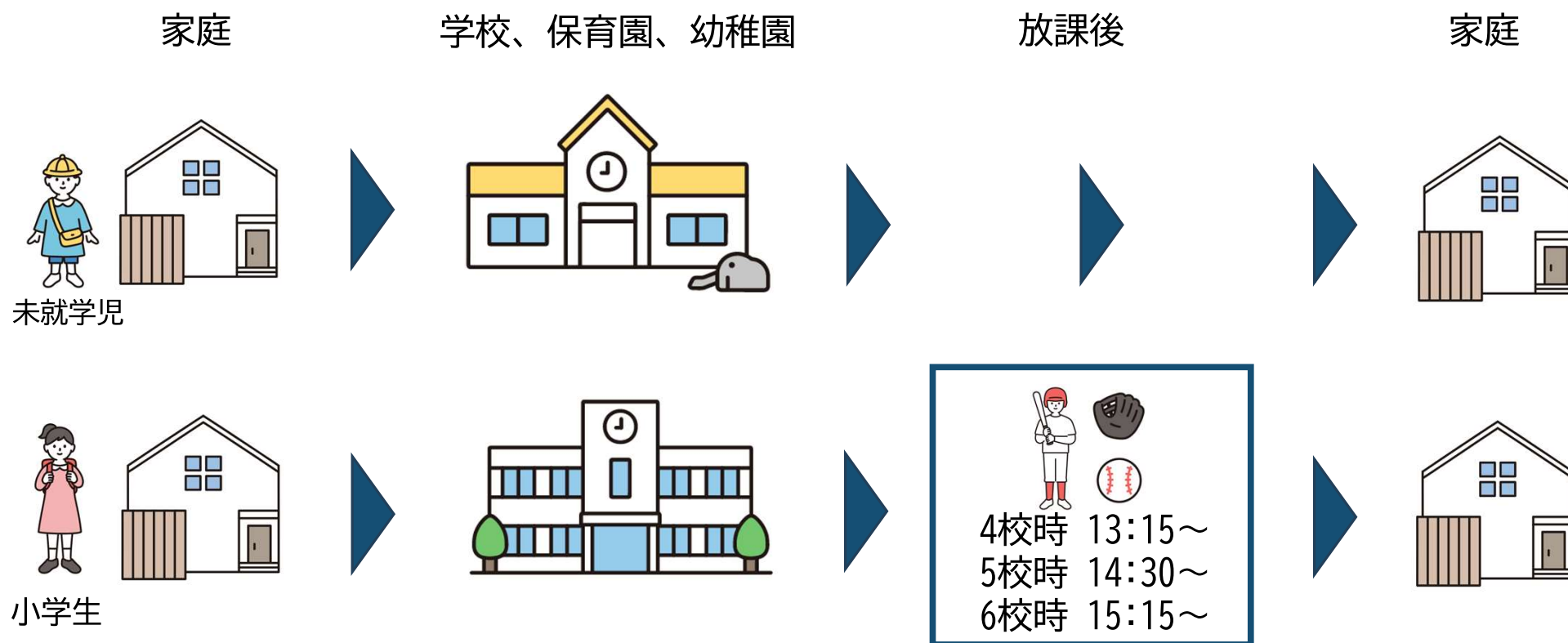


次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブの利用に関して
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに

02 小学生の放課後の過ごし方

小学生になると放課後の時間ができます



02 小学生の放課後の過ごし方

放課後の居場所、過ごし方



学童クラブ



児童館



キッズ・プラザ



公園

次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブの利用に関して
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに

03 学童クラブの利用に関して

学童クラブの生活



15時

16時

17時

18時

19時

登室
出席確認
自由遊び

おやつタイム

帰りの会
自由遊び

自由遊び

閉室

宿題をしたり、ゆっくり休んだり思い思いに過ごします。

児童館やキッズ・プラザの行事や活動に参加したり、学童クラブのお部屋で過ごしたりします。

人数が少なくなるので、この時間にじっくり宿題に取り組む子もいます。

03 学童クラブの利用に関して

学童クラブの利用にあたって①

学童クラブへの行き帰りについて

- 学童クラブは、お子さんによる通所を原則としていますが、利用時間が18時を過ぎる場合は、保護者または大人の代理人(高校生以上)の方のお迎えが必要です。
- 学校から自宅や塾、習い事等に行ってから学童クラブを利用することはできません。
- 障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は、保護者の方の責任で介助者を付ける必要があります。なお、区では障害等があるお子さんに対し、自宅、学校、学童クラブ相互間への移動介助を支援する通学等支援事業（移動支援）を実施しています。ご案内のチラシが区役所及び学童クラブにありますので、必要な場合はお申し出ください。

03 学童クラブの利用に関して

学童クラブの利用にあたって②

おやつ、食物アレルギー等について

- 学童クラブでは、利用時間内におやつ等の提供をします。
- 食物アレルギーのあるお子さんについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書に記入してください。利用決定後に個別に状況をお聞きします。
- 利用開始前に学校に提出した「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」の写しを提出していただくことがあります。食物アレルギーのあるお子さんについては、おやつ等を提供できない場合があります。

03 学童クラブの利用に関して

学童クラブの利用にあたって③

お弁当について

- 学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当が必要です。
- 学童クラブでお弁当の注文も行っていますので、お弁当の詳細については各学童クラブにお問い合わせください。

外出について

- 学童クラブでは出席後の外出を認めていません。
- 通院や、塾、習い事等に通う場合は退室になり、再び学童クラブを利用することはできません。

03 学童クラブの利用に関して

区立と民間の比較

	区立(公設民営) 24か所	民間(民設民営) 18か所
運営方法	区が設置し、民間事業者に運営を委託。児童館、キッズ・プラザ内で運営	民間事業者が設置し、区が運営費などを補助。主にビル等の一室を借り上げて運営
特徴	児童館、キッズ・プラザ内で運営しているため、学童クラブ以外の友達と交流できる。	定員が比較的少ないため、家庭的な雰囲気の中、独自性を活かした特色ある活動を展開。
開設時間	19時まで	20時または19時30分まで
保育料	5,600円	5,600円

03 学童クラブの利用に関して

区立学童クラブ開設日時、お休み

開設日時	【月曜日～金曜日】 放課後～19時 【土曜日、学校休業日】 7時30分～19時 ※学校休業日は夏休み等の長期休業日、行事振替日等 ※8時前に利用する場合は、保護者の付き添いが必要です。 事前に日程や8時前に利用が必要な状況等を確認します。
お休み	日曜日、祝日、12月29日～1月3日 その他区長が必要と認めた日

03 学童クラブの利用に関して

学童クラブの利用要件①

利用できる児童

- 中野区内に住所を有する小学校1年生から6年生

ただし、4年生から6年生は、日常的に支援や保護を必要とする児童

※日常的に支援や保護を必要とする児童は以下のいずれかに当てはまる場合

- ①身体障害者手帳、愛の手帳等を交付されている
- ②発達について病院等で診断を受けており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される児童
- ③施設等に通所や相談をしており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される児童

03 学童クラブの利用に関して

学童クラブの利用要件②

保護者の状況

就労		勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が16時以降(3年生の場合は16時45分以降)である日が週3日以上あることを常態とする場合
就学又は就労のための技能習得		就学等終了後直ちに帰宅した時間が16時以降(3年生の場合は16時45分以降)である日が週3日以上あることを常態とする場合
疾病	入院	1か月以上の長期入院の場合
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし(常時病臥状態)、放課後児童の保護に当たることが相当の負担になる場合
障害		身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上又は精神障害者保健福祉手帳3級以上の場合で、常態として児童の保護に当たれない状況にある場合
看護・介護等		親族等の看護・介護のため、常態として児童の保護に当たれない状況にある場合
求職		放課後適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合

03 学童クラブの利用に関して

学童クラブの利用要件③

利用要件

- 前述の「利用できる児童」と「保護者の状況」のいずれにも該当
- 放課後1時間30分以上（1、2年生は16時以降、3年生は16時45分以降）適切な保護を必要とする日が週3日以上（4週で12日以上）あることを常態（概ね1か月間は同じ状態）とする場合

※放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は週2日以上（4週で8日以上）

例 勤務終了15時30分＋職場から自宅までの通勤時間30分→帰宅時間16時 OK

		放課後の起点とする時間	1時間30分以上保護を必要とする時間	早退とする時間
月曜～金曜	1、2年生	14時30分	16時以降	16時30分前
	3年生以上	15時15分	16時45分以降	17時15分前

03 学童クラブの利用に関して

学童クラブの利用要件④

利用基準指数

- 第1期、第2期ともに申請受付期間内に申請があり、利用要件に該当する児童が定員を超えた場合は、保護者の状況に応じた「基準指数」に学年による調整などを行う「調整指数」を加えた「利用基準指数」の高い順に、定員までの利用承認を行います。
- 申請数が定員を超えている場合、定員数より後の順位の方は利用待機となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基準指数} \\ \text{(保護者それぞれの} \\ \text{合算値)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{調整指数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{利用基準指数} \\ \hline \end{array}$$

03 学童クラブの利用に関して

学童クラブの利用要件⑤

【利用案内P6～8】

【基準指数】

基準指数（各保護者の状況）			指数
類 型	細 目		
就労 (月曜日から土曜日までの就労状況)	勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が18時以降である日が週3日以上あることを常態とする場合		2.0
	勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が17時から18時前である日が週3日以上あることを常態とする場合		1.8
	勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が16時から17時前である日が週3日以上あることを常態とする場合 ※利用要件3年生の保護者は16時45分以降である必要がある。		1.6
	類型「就労」の日数、時間（居宅内の場合は、就学等が終了した時間）の細目を準用する。		就労に準ずる
就学または就労のための技能習得	1か月以上の長期入院の場合		2.0
	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし（常時病臥状態）、放課後児童の保護に当ることが相当の負担になる場合		1.8
	上記以外で適切な保護を行えない場合（理由明記）		1.2
疾病	入院		2.0
	自宅療養		1.8
	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度または精神障害者保健福祉手帳1・2級の場合		2.0
	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度または精神障害者保健福祉手帳3級の場合		1.6
障害 (身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する。)	身体障害者手帳4級の場合		1.2
	類型「就労」の日数、時間の細目を準用する。		就労に準ずる
	類型「就労」の日数、時間の細目（看護・介護等の時間とする）を準用し、指数は「就労」の指数から4点減算する。		1.2～1.6
看護・介護等（親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当たれない状況にあること。)	居宅外		就労に準ずる
	居宅内		1.2～1.6
求職	放課後適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合		1.2
不存在、単身赴任			2.0
両親の不存在等により親族等が養育している場合は養育者の状況等を上記に適用			
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合、上記のいずれかの適切な基準を適用			

【調整指数】

条件		調整指数	備考	
保護を必要とする日数による調整	月曜から土曜の間に週6日の場合	+2	1、2年生は16時前、3年生は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、保護を必要とする日数に含めない。 ※1 週2日利用での申請は放課後等デイサービス利用者のみ ※2 この時間内に保護者の勤務等の時間が終了する場合は早退にならない。	
	月曜から土曜の間に週5日の場合	0		
	月曜から土曜の間に週4日の場合	-2		
	月曜から土曜の間に週3日の場合	-4		
	月曜から土曜の間に週2日の場合 ^{※1}	-5		
早退による調整	1、2年生は16時30分前、3年生は17時15分前に早退する場合(1日の早退につき-1) ^{※2}	-1		
世帯の状況による調整	ひとり親家庭の場合	1、2年生	+4	
		3年生以上	+2	
	両親の不存在等により親族等が養育している場合		+4	
学年による調整	1年生		+2	
	2年生		-2	
	3年生		-4	
	4年生から6年生まで		0	
特別支援児童	各学年共通	+2	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している。	
医療的ケア児	各学年共通	+2	V5(1)実施できる医療的ケア【19ページ参照】に該当する場合	
学童クラブ保育料を2か月分以上滞納している場合(兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む)			-6	審査時の納付状況による。

03 学童クラブの利用に関して

学童クラブの利用要件⑥

「保護を必要とする日」と「利用日数」の考え方①

保護者の勤務等が重なっている日が「保護を必要とする日」となり、それが月曜日から土曜日までで3日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

【例】保護の必要な日が3日で利用対象となりますが、調整指数の「保護を必要とする日数による調整」で週3日に該当するため調整指数「－4」となります。

		月	火	水	木	金	土	日
保護者 就労等	父週5日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	勤務
	母週5日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
保護を必要とする日の判定		当たらない	○	○	当たらない	○	当たらない	

03 学童クラブの利用に関して

学童クラブの利用要件⑦

「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方②

保護を必要とする日の利用日数が3日以上あることが要件で、定期的な習い事や塾等に行っている場合は日数を差し引いて換算します。

【例】保護者の勤務等が火曜日から金曜日の4日間であったとしても、塾で学童クラブを欠席する日が1日ある場合は、調整指数の「保護を必要とする日数による調整」が週3日に該当するため調整指数「－4」となります。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	当たらない	○	○	○	○	当たらない
児童の状況		利用	利用	利用	塾で欠席	

次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブの利用に関して
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに

04 利用申請について

申請受付期間

第1期申請受付	令和7年11月14日(金)から令和7年12月12日(金)まで ※電子申請は12月8日(月)まで
第2期申請受付	令和8年1月31日(土)から令和8年2月10日(火)まで 第2期は受け入れ人数に空きがある学童クラブのみ受け付けます。
上記期間以外 の受付	令和8年3月2日(月)から

※第1期、第2期申請受付は、先着順ではありません。

※民間(民設民営)学童クラブの申請期間は施設毎に異なります。区ホームページをご確認ください。

04 利用申請について

申請受付場所、時間

受付場所	受付時間
電子申請 URLは区HPをご確認ください	【第1期】 11月14日8時30分～12月8日17時 【第2期】 1月31日8時30分～2月10日17時 【上記以降】 3月2日8時30分から
区立学童クラブ (日曜日、祝日を除く)	【月～金】 10時～18時30分 【土】 8時30分～17時30分
中野区役所7階窓口 (土曜日、日曜日、祝日を除く)	【月～金】 8時30分～17時

※民間(民設民営)学童クラブの申請は、各民間学童クラブで受け付けます。

04 利用申請について

申請に必要な書類

保護者の状況 申請に必要な書類		就労 (固定)	就労 (変則)	就労 (自営等)	就学等	疾病	障害	看護等	求職
1	区立学童クラブ利用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
2	就労証明書	○	○	○					
3	勤務実績表等		○						
4	就労等実績申出書			○				○	
5	その他証明書			○				○	○
6	申出書(区様式)				○	○	○	○	○
7	在学証明書、カリキュラム等				○				
8	診断書(区様式)					○			
9	障害者手帳手帳等の写し						○		

04 利用申請について

区立学童クラブ利用申請書

第1号様式（第6条関係）

令和8年度 区立学童クラブ利用申請書

申請書類提出日を記入してください。
※申請内容に虚偽があった場合は、利用の決定を取り消すことがあります。

中野区長 宛て

申請日 令和 7 年 11 月 15 日

申請者	保護者氏名	中野 太郎		
	現住所	〒 164 - 0001 中野区中野〇-〇〇 △△マンション101 電話 03 - 3333 - 33〇〇		
	新住所 転居予定の方のみ	〒 164 - 8501 東京都 中野区 中野4-11-19 ☒ 中野区に転入予定（転入予定日 令和 8 年 3 月 21 日）		
	メールアドレス	nakano〇〇〇〇 @ nakano.jp		
希望する児童	ふりがな 児童氏名	なかの はな	生年月日	令和元 年 10 月 8 日
	性別	☐ 男 ☒ 女		
	令和8年度の 希望する学童クラブ	中野 〇△×	就学前の 先	〇△保育 園
	①を選択した場合は、必ず第2希望の学童クラブを記入してください。			
	②を選択した場合は、必ず①、②のどちらかにチェックしてください。			
	※区立のみ			
	① 第2希望の学童クラブの利用を希望する ※学童クラブ名を記入してください。区立・民間（民設民営）どちらでも可。			
	② 第1希望の学童クラブが利用できるまで待機する			
	第2希望【 〇△×学童クラブ 記入できるのは、区立学童クラブのみです。】			
	□ 現在、「指定校変更申立て」や「就学相談」をしており、結果により学童クラブに希望変更予定あり			
保護者の状況	利用する曜日に回	☒ 月 ☒ 火 ☐ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土		
	退室予定時間	18 時 0 分	18 時 0 分	時 分 16 時 30 分 18 時 0 分 時 分
	就労等の時間は保護者の勤務終了時間+時間外労働時間+通勤時間で判定します。利用申請書記載の退室予定時刻は欠席、早退及び利用基準指数が同点の場合に活用します。			
	携帯電話番号	090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	090 - ×××× - ××××	
児童の保護に 当たらない理由 該当する項目に回	☒ 就労 ☐ 就学 ☐ 疾病 ☐ 看護介護	☒ 就労 ☐ 就学 ☐ 疾病 ☐ 看護介護		
	☐ 障害 ☐ 求職 ☐ 単身赴任 ☐ その他	☐ 障害 ☐ 求職 ☐ 単身赴任 ☐ その他		

裏面も記入してください。

区事務処理欄（記入不要）
<収受印>

基準指数	回数	早退	世帯	学童	特支	医療	滞泊	入会指数

兄弟姉妹 有・申請 アレルギー 有・申請

受理： 月 日 時 分 担当者：

第1号様式（第6条関係）

◆家族構成・同居者について ※児童本人は除く

氏名	中野 太郎	父	昭和60 年 5 月 1 日	職業/学校・学年/学童クラブ名 区内を除く。別途記録も学童クラブの 利用予定があれば記入してください。
中野 花子	母	昭和60 年 9 月 1 日	会社員	
中野 次郎	兄	平成29 年 8 月 1 日	△△小3年 △△学童クラブ（予定）	
中野 花乃	妹	令和3 年 10 月 1 日	×〇保育園	
中野 一郎	祖父	昭和30 年 1 月 1 日		
中野 花恵	その他	平成元 年 12 月 1 日	会社員	
		年 月 日		

□ 保護者出産予定あり（出産予定日： 年 月 日）

◆ 児童の状況について

① 先天的疾患や過去に入院・手術したこと、または治療を要する病気にかかったことがありますか？
☒ 無 ☐ 有 病名（ ） 期間（ 年 月 ～ 年 月 ）

② 現在治療中、経過観察中の病気等がありますか？
☒ 無 ☐ 有 病名（ ） 期間（ 年 月 ～ ）

③ 食物アレルギーはありますか？ また、いつからアレルギーをお持ちですか？
☐ 無 ☒ 有 アレルゲン（ヘーゼルナッツ、カシューナッツ） 期間（令和2 年 5 月～）
症状（口元の腫れ）

④ 下配の手帳をお持ちですか？ お持ちの手帳を回し、級/度を記載してください。
☐ 身体障害者手帳 級 ☐ 愛の手帳 度 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 級

⑤ 特別支援学級や特別支援学校に通所していますか？
☒ 無 ☐ 有 学級名または学校名（ ）

⑥ 発達や慢性的な病気、病状や施設等に通所や相談をしていますか？
☒ 無 ☐ 有 （ ）

⑦ 放課後デイサービスを利用していますか？ ※利用している場合は「受給資格証（写し）」を提出してください。
☒ 無 ☐ 有 事業所名（ ）

⑧ その他、児童の状況で気になること、学童クラブに把握してほしいことがあれば記入してください。
児童のことで気になることや、学童クラブに伝えておきたいこと、考慮してほしいこと等があれば記入してください。

内申請 申請内容に関する虚偽が発覚した場合、利用を取り消すことがあります。
虚偽はありません

保育料 保育料の減額又は免除の事由の確認に当たり、必要な情報（課税情報、生活保護受給情報、就学援助受給状況その他区長が必要と認める情報）を中野区が利用することについて、同意しますか。
☒ 同意します ※同意がない場合は、減免の対象となりません。

※詳細については、学童クラブ利用案内を参照してください。

- 児童1人につき1部ご提出ください。
- 電子申請の場合は申請フォームに入力するため書類の作成は不要です。

04 利用申請について 就労証明書

(令和8年度学童クラブ申請用) 中野区 宛

就労証明書

証明日 西暦 年 月 日

事業所名
代表者名
所在地
電話番号
担当名
記載要領参照

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の印について、政府出番委員会に偽造で作成し又は改変を行ったときは、罰以上の懲に処せられる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	編 号	記 載 不 要
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等 ☐ 長期 ☐ 短期 (短期の場合は雇用期間の日数) 年 月 日 ~ 年 月 日	
4	本人就労先事業所 名称 住所	
5	雇用の形態 ☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会社専従社員 ☐ 非常勤・臨時社員 ☐ 役員 ☐ 会長 ☐ 副会長 ☐ 代表取締役 ☐ 専任取締役 ☐ 専任監事 ☐ 専任役員 ☐ その他	
6	就労時間 (法定就労の場合) 月 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 分 (うち休憩時間 分) 一日あたりの就労日数 月間 日 ~ 週あたりの就労日数 週間 日 主 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 就労時間 (実働就労の場合) 合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 日 時 分 (うち休憩時間 分) 就労時間 (パート・アルバイト) 月 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 分 (うち休憩時間 分) 一日あたりの就労日数 月間 日 ~ 週あたりの就労日数 週間 日 主 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
7	就労時間 (パート・アルバイト) 月 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 分 (うち休憩時間 分) 一日あたりの就労日数 月間 日 ~ 週あたりの就労日数 週間 日 主 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
8	就労時間 (パート・アルバイト) 月 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 分 (うち休憩時間 分) 一日あたりの就労日数 月間 日 ~ 週あたりの就労日数 週間 日 主 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
9	就労時間 (パート・アルバイト) 月 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 分 (うち休憩時間 分) 一日あたりの就労日数 月間 日 ~ 週あたりの就労日数 週間 日 主 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
10	就労時間 (パート・アルバイト) 月 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 分 (うち休憩時間 分) 一日あたりの就労日数 月間 日 ~ 週あたりの就労日数 週間 日 主 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
11	就労時間 (パート・アルバイト) 月 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 分 (うち休憩時間 分) 一日あたりの就労日数 月間 日 ~ 週あたりの就労日数 週間 日 主 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
12	就労時間 (パート・アルバイト) 月 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 分 (うち休憩時間 分) 一日あたりの就労日数 月間 日 ~ 週あたりの就労日数 週間 日 主 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日 曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
13	保育士等としての勤務実 績の有無	記 載 不 要
14	雇用契約の有無 ☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定	
15	人用内定時賃金加算可否	記 載 不 要
16	賃金加算可否	
17	専任社員期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	記 載 不 要
20	在宅勤務について ☐ 在宅勤務の時間はない ☐ 在宅勤務の時間はあるが月曜日のみ ☐ 在宅勤務の時間はあるが月曜日のみと月曜日のみ ☐ 在宅勤務の時間はあるが月曜日のみと月曜日のみと月曜日のみ	
21	通勤時間 月 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 分 (うち休憩時間 分)	
22	通勤時間 月 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 分 (うち休憩時間 分)	
23	通勤時間 月 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 分 (うち休憩時間 分)	

※記載欄に記載事項があります。

- 就労証明書は勤務先に記入してもらいます。記入にあたっては、記載要領を参考にしてください。
- 保育園に提出する就労証明書とは様式が異なります。左上に「令和8年度学童クラブ申請用」と記載があるか確認してください。
- 採用内定の場合も内定先に就労証明書を記入してもらいます。
- 自営等の方はご自身で記入してください。

04 利用申請について

就労等実績申出書

就労等実績申出書(表裏直近12週間分記入)

必要枚数分コピーしてお使いください

記載期間 年 月 日～ 年 月 日

※本証明書の内容について、虚偽の内容を記載した場合は、学童クラブの利用を取りやめる場合があります。

保護者氏名 児童氏名

	月	火	水	木	金	土	日
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
就労等時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
就労等内容							
就労等場所							
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
就労等時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
就労等内容							
就労等場所							
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
就労等時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
就労等内容							
就労等場所							
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
就労等時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
就労等内容							
就労等場所							
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
就労等時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
就労等内容							
就労等場所							

備考

中野区学童クラブ利用申請用

- 就労（自営業、家族従業者、個人事業主等）の方は直近3か月の就労実態を記入してください。
- 看護、介護をしている方は直近3か月の状況を就労等実績申出書に記入してください。

04 利用申請について

自営業、家族従業者、個人事業主の方の書類

証明書類

ご自身が就労の証明者になる場合には、「就労証明書」「就労等実績申出書」と併せて、それを客観的に証明する書類を提出して頂きます。**学童クラブ利用案内18ページに記載の証明書類の中から提出可能なものを1つ提出してください。**

【証明書類の例】

確定申告書、保健所等が発行している飲食店営業許可証、登記事項証明書、開業届、お店のホームページなどの写し

04 利用申請について 申出書、診断書

(就労要件以外の方用)

申出書

中野区長 宛

申請日 令和 年 月 日

フリガナ	自宅電話 ()
申請者 氏名	携帯電話 ()
住所 〒	

学童クラブ利用に関する状況を、下記のとおり申し出ます。

記

児童氏名	
------	--

理由	児童の保護が必要な時間、曜日
1 就学	時 分～ 時 分 月・火・水・木・金・土
2 疾病	時 分～ 時 分 月・火・水・木・金・土
3 障害	時 分～ 時 分 月・火・水・木・金・土
4 看護・介護	時 分～ 時 分 月・火・水・木・金・土
5 求職	時 分～ 時 分 月・火・水・木・金・土
6 その他	時 分～ 時 分 月・火・水・木・金・土

児童の保護にあたれない状況について、具体的にお書きください。

添付書類

- 1 在学証明書、カリキュラム等
- 2 診断書（中野区様式）
- 3 手帳の写し※必要に応じて診断書（中野区書式）
- 4 就労等実績申出書及び診断書等証明書
- 5 就職活動を証明する書類

中野区学童クラブ利用申請用

診 断 書

患 者	氏名			
	住所			
	性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日

診 断 内 容	傷 病 名			
	初 診 日	年 月 日		
	現在の症状 (過去3ヶ月間の 病状、症状の 経過)			
	治療見込み (※1)	入院	☐ 今後 月 月間の入院が必要 ☐ 通院頻度 今後(月・週)に(日)の治療が必要。 →その状況は(年 月 日頃・未確定)まで継続する見込みである。 また、家庭での看護や介護の必要は 有 ・ 無	
	日常生活の 可否 (※2)	☐ 常時援助(介護)を必要とし、身の回りのことができない。 ☐ 家事や入浴など部分的に援助(介護)の必要がある。 ☐ 援助(介護)の必要はなく、日常生活は普通にできる。		
診 断 内 容	子どもの保 護の可否 (※3)	☐ 放課後、子どもの保護・見守りに当たるのは困難である(一部支障がある場合も含む) ☐ 放課後、子どもの保護・見守りに当たることは十分可能である		
	就労の可否 (※4)	☐ 就労は困難である。(一部支障がある場合も含む) ☐ 就労は十分可能である。		

上記のとおり診断します。

令和 年 月 日

所在地
電話番号
医療・介護機関名
担当医師・ケアマネジャー名

【記入に当たってのお願い】

- ・学童クラブ利用の申請をする保護者の傷病(介護)状況を証明する場合は、すべての項目に記入してください。「※1～4」の各項目については該当する状況にチェックしてください。
- ・学童クラブ利用の申請をする保護者が看護や介護をする場合の証明は、看護・介護される方について記入してください。なお、(※3)の項目は該当いたしません。
- ・この様式以外の診断書を使用する場合は、同様の項目を必ず記入してください。
- ・証明事項の修正は、二重線で行ってください。内容次第では開き合わせることがあります。

- 保護者の状況が就学、疾病、障害、看護等、求職の場合は申出書をご提出ください。
- 疾病の場合は診断書をご提出ください。
- 申出書及び診断書は区HPからダウンロードするか区役所または学童クラブにお申し出ください。

04 利用申請について

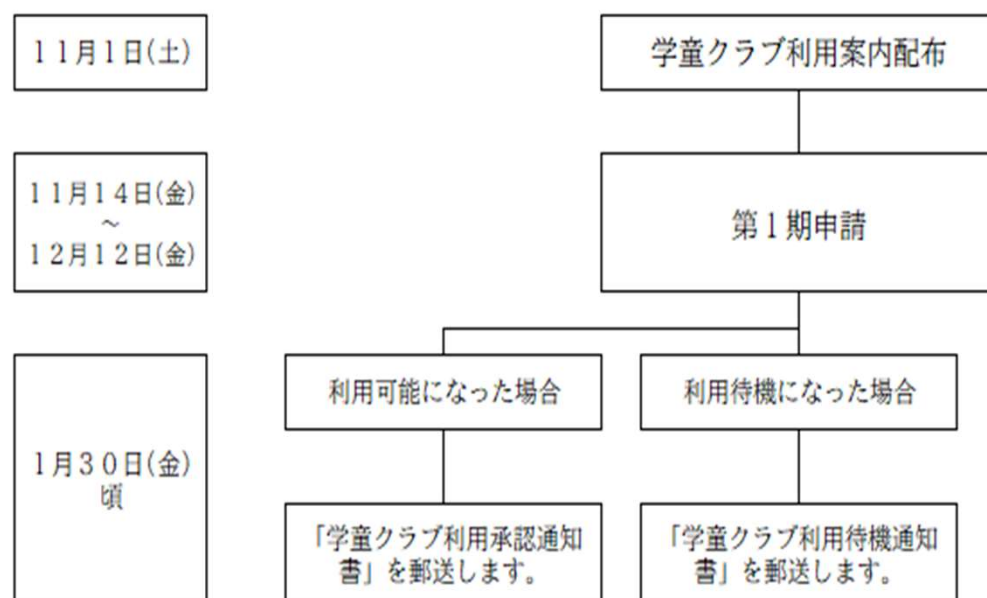
育児休業の場合

5月1日までに復職する場合は第1期に申請できます

- 育児休業中に申請する場合は、学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。
- 5月1日までに職場復帰する場合は、第1期及び第2期申請受付期間に申請することができます。就労証明書には、復帰した場合の勤務日や時間等を記入してもらいます。
- 復職後は速やかにご利用中の学童クラブに「復職証明書」を提出してください。
- 育児休業取得中は、学童クラブを利用することができません。年度途中で育児休業に入られた場合は利用辞退となります。

04 利用申請について

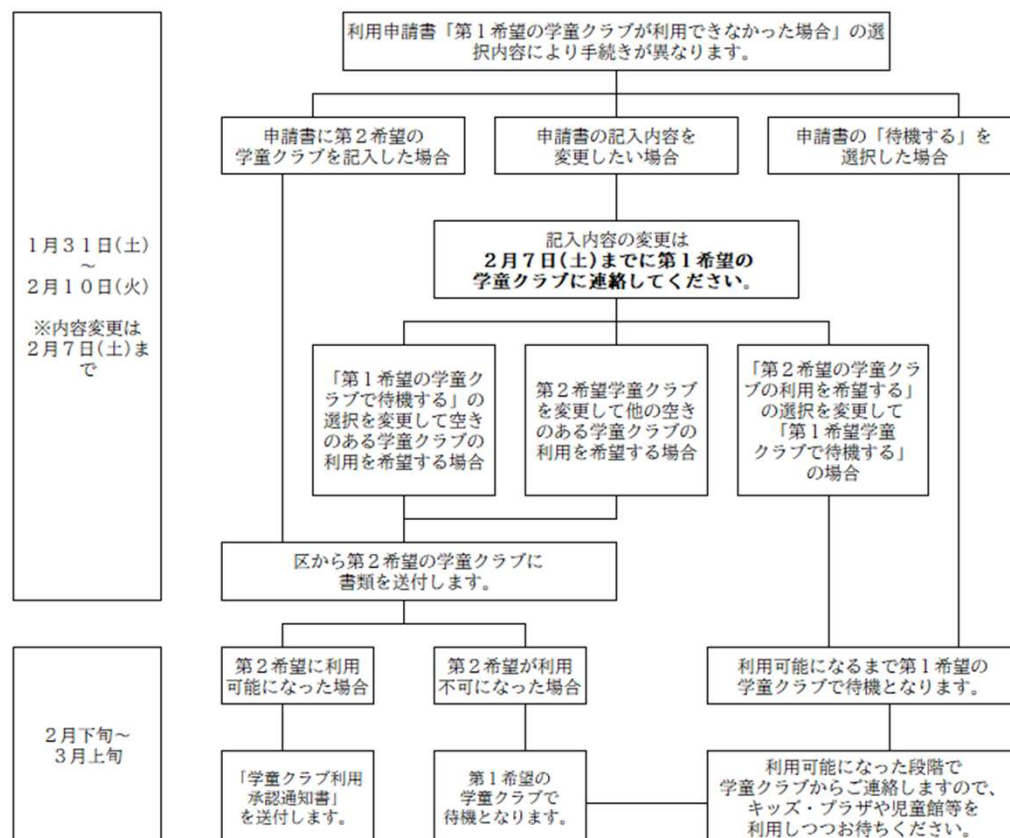
【第1期】申請の流れ



- 第1期申請は11月14日(金)から12月12日(金)までです。
※電子申請は12月8日(月)まで
- 同時に区内の2つ以上の学童クラブに申請することはできません。
- 1月30日頃に「学童クラブ利用承認通知書」または「学童クラブ利用待機通知書」を郵送しますので必ず内容をご確認ください。

04 利用申請について

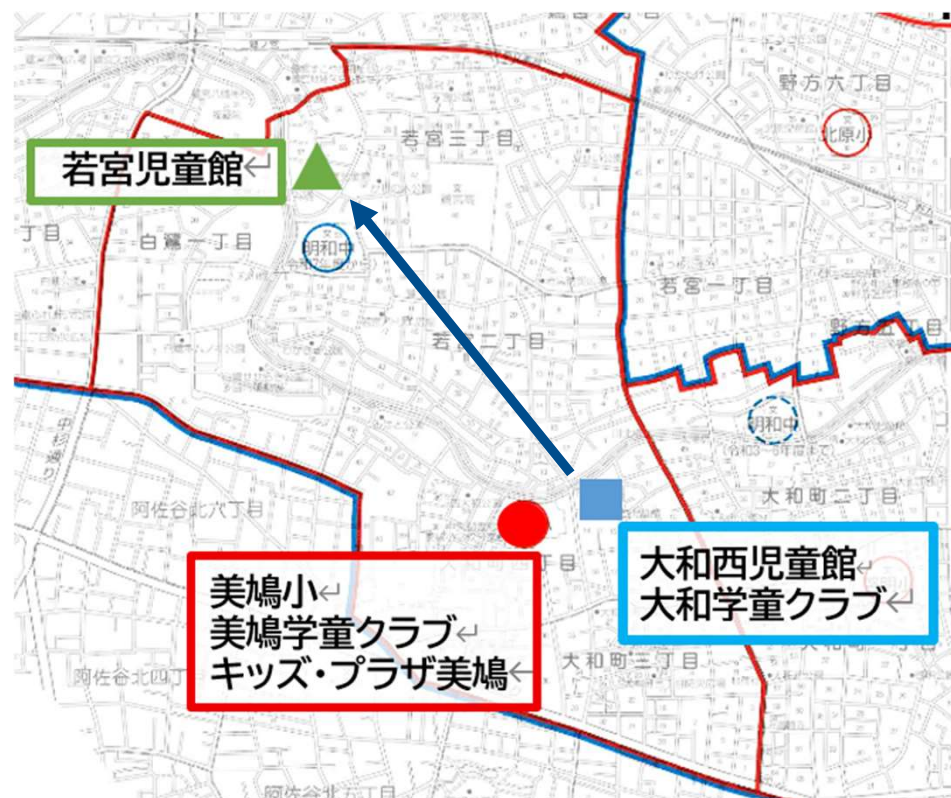
【第2期】申請の流れ



- 利用申請書の「第1希望の学童クラブが利用できなかった場合」の選択内容により手続きが異なります。
- 申請書の記入内容を変更したい場合は2月7日(土)までに第1希望の学童クラブに連絡してください。
- 審査結果は2月下旬から3月上旬に郵送で通知します。必ず内容をご確認ください

04 利用申請について

大和学童クラブの一時移転について



- 大和学童クラブがある大和西児童館は大規模改修工事を予定しています。
- 大和学童クラブは令和8年度秋から令和9年度夏前まで近隣の若宮児童館内(若宮3-54-7)に一時的に移転します。
- 年度途中での移転となりますので申請にあたってはご注意ください。

04 利用申請について

電子申請について

電子申請のメリット

令和7年度から電子申請での受付を開始し、申請者の4割以上の方が電子申請をご利用頂いています。

◎ 区役所や学童クラブの開設時間を気にすることなく、いつでも申請することが出来ます。

◎ 窓口での書類確認のための待ち時間がなくなります。

◎ 書類の修正が必要な場合は、電子申請で再提出することが出来ます。

04 利用申請について

電子申請画面

令和8年度 中野区立（公設民営）学童クラブ利用申請

 入力フォーム

1 入力

2 確認

3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

LoGoフォーム利用規約及びLoGoフォームの利用に係るプライバシーポリシーをご確認いただき、同意の上、本サービスをご利用ください。

[中野区LoGoフォーム利用規約](#)
[中野区LoGoフォームの利用に係るプライバシーポリシー](#)
[LoGoフォームシステム利用規約（一般ユーザー）](#)

同意する場合は、「同意する」にチェックをつけて、「次の画面へ進む」を押してください。 **必須**

☐ 同意する
☐ 同意しない

こちらは令和8年度区立（公設民営）学童クラブの利用申請フォームになります。
申請にあたっては、『**中野区立（公設民営）学童クラブ利用者募集要項**』を必ずご覧ください。
[中野区立学童クラブ](#)
[区立学童クラブ利用に関する書類](#)

申請についての注意事項

- このフォームは令和8年4月1日付入会（第1期申請受付期間：令和7年11月14日（金）8時30分から令和7年12月8日（月）17時まで）の申請フォームです。
- 申請した結果は、令和8年1月30日（金）頃に通知を郵送します。
- 令和8年度の申請について今年度からの変更点がありますので、内容は学童クラブ利用者募集要項をご確認ください。
- この申請フォームは「児童の状況」「利用申請」「保護者の状況」について入力します。完了まで平均20分～30分程度がかかります。
- 複数の利用児童がいる場合は、利用児童ごとに申請を行う必要があります。
- 大和学童クラブがある大和西児童館は令和8年度秋から令和9年度夏前までにかけて、児童館の休館を伴う大規模改修工事を予定しております。大規模改修工事に伴う休館期間中については、大和学童クラブは近隣の若宮児童館（中野

次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブの利用に関して
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに

05 児童館、キッズ・プラザ

	児童館	キッズ・プラザ	学童クラブ
利用料	無料	無料	月5,600円
開設時間	【基幹型】 月、火、木、土 10時～18時 水、金 10時～19時 【乳幼児機能強化型】 月～日 10時～19時 【上記以外】 火～土 10時～18時 ※詳細は区HPをご確認ください	月～土 放課後～18時 学校休業日 8時30分～18時	月～土 放課後～19時 学校休業日 7時30分～19時 ※民間学童は放課後から20時まで、学校休業日は8時から20時まで(一部異なる施設あり)
利用方法	一度帰宅してから利用	放課後直接利用(在籍する小学校の児童のみ)、帰宅後利用のどちらも可	放課後直接利用
お弁当、おやつ	お弁当やおやつは相談に応じて食べるスペースを提供	おやつを食べることはできない。 お弁当は決められた時間に食べることができる。	おやつの提供あり。 お弁当は決められた時間に食べる。

※どの施設も専任の職員が遊びや活動を見守り、けがやトラブルに対応するとともに、子どもや保護者の相談にも応じます。

次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブの利用に関して
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問**
- 07 おわりに

06 よくある質問

学童クラブQ & A①

Q1 学童クラブの見学はできますか。

A1 開設時間内であれば見学可能です。事前に学童クラブにご連絡ください。

Q2 申請時の就労状況から変更がある場合はどうすればよいですか？

A2 変更があった場合は、変更届等必要な書類を直ちに提出してください。利用開始後に、塾に通うなどの理由で常態として週3日以上の利用がない状況が1か月以上続くなど、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

学童クラブQ & A②

Q3 指定校変更を希望していますが、その場合どの学校区の学童クラブを希望したら良いですか。

A3 指定校変更先の学童クラブを第1希望に記入してください。指定校変更が決定した結果によって第1希望の学童クラブを変更する場合は、速やかに学童クラブ事業係（03-3228-8884）にご連絡ください。

Q4 保育園の就労証明書の様式を学童クラブの申請に使えますか。

A4 保育園と学童クラブでは利用の審査に必要とする情報が異なりますので、学童クラブの様式をお使いください。

06 よくある質問

学童クラブQ & A③

Q5 利用基準指数が何点あれば学童クラブを利用できますか。自分の利用基準指数を教えてください。

A5 何点あれば学童クラブを利用できるかは、申請する年や学童クラブの申請状況によって異なるためお答えできません。ご自身の指数を知りたい場合は、審査結果の通知を確認した後に学童クラブ事業係（03－3228－8884）にお問い合わせください。

次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブの利用に関して
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに

07 おわりに

小学生になるとお子様が保護者の手を離れて過ごす時間が増え、不安も多いと思いますが、子どもたちが自分で時間の使い方を考えて自立していく大切な時間です。

学童クラブ、児童館、キッズ・プラザは、保護者の皆様と一緒に子どもたちが自立していく様子を見守っていきます。

お子様の様子で気になったこと、心配なことは職員にご相談ください。

